⑥　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）または以下の(i)から(v)までのいずれにも該当しないこと

(i)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(ii)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(iii)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(iv)　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(v)　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

４　第２項第２号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。

①　秘密保持義務に関する規定

②　事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止

③　特定個人情報の目的外利用の禁止

④　再委託における条件

⑤　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

⑥　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定

⑦　従業者に対する監督・教育に関する規定

⑧　契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定

⑨　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定

⑩　委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

５　協会は、委託先の管理については、総務部人事課を責任部署とする。

６　協会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、１年に１回以上の頻度で及び必要に応じてモニタリングをするものとする。

７　協会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに協会に報告される体制になっていることを確認するものとする。

８　委託先は、協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

９　協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

10　協会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第４項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第10章　その他

（改廃）

第61条　本規程の改廃は、あらかじめ常任役員会で協議し、会長が行う。

附　則

本規程は平成27年10月27日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４５５７号

大阪府枚方市南中振２丁目８番86―２号、前住所大阪府門真市四宮６丁目６番６号

債務者　寺岡　　平

1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６００号

大阪市中央区松屋町４番12号　パピエ松屋町601

債務者　行岡　雅美

1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４号

和歌山県西牟婁郡白浜町3770番地の１

債務者　三浦　孝浩

1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木戸　貴絵

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午前10時

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第５６５号

熊本市東区戸島６丁目11番１号　荘林ハイツ102号、前住所熊本市西区横手４丁目３番10号　レオパレスＷｅｎｎｅｒＧｒｅｎ206

債務者　柳田　慶二

1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　輝久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９４９号

京都府宇治市木幡平尾28番地の886

債務者　小川　勝己

1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川口　俊之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後３時45分

5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで

京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号

宮崎県東臼杵郡門川町上町１丁目35番地３

債務者　坂友　寛子

1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　風間　久育

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３９号

大分県日田市上津江町上野田985番地

債務者　都﨑　智樹

1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで

大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第４４号

静岡県周智郡森町一宮1212番地の１

債務者　山浦　孝之

1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで

静岡地方裁判所掛川支部破産係